



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2022年7月27日（水）

愛知県民文化局県民生活部県民生活課  
消費生活相談・消費者教育グループ  
担当 寺澤、松宮  
内線 5031・5032  
ダイヤル 052-954-6165

## — 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2022年7月号（No. 409）＞

### 夢や憧れにつけ込んでくる勧誘に要注意！ ～タレント・モデル契約のトラブル～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、若者を中心に、タレント・モデル契約のトラブルに関する相談が寄せられています。

街中でのスカウトに加え、SNSで芸能事務所の募集広告を見たり、スマートフォン等で検索して見つけたオーディションに申し込んだりして、自ら連絡を取ったことをきっかけにトラブルにあうケースがみられます。オーディションを受けて「あなたは向いている。うちに所属すればレッスンもあるし、仕事もたくさん紹介する」「所属枠は残りわずかなので早く決めて」などと言われて、何らかの契約の話が出て、その場での契約は避けるようにしましょう。

2022年4月から、成年年齢の引下げにより、18歳になれば保護者の同意がなくても一人で様々な契約ができるようになりました。一方、未成年であることを理由に契約を取り消すことはできなくなるので、より一層の注意が必要です。

#### 相談事例

- インターネット広告で見つけた芸能事務所のオーディションを受けたら合格した。テレビ番組に出演できると聞いたので、その場でレッスンの契約をした。その後、考え直し辞めたいと言うと、高額な違約金を請求された。支払いたくない。
- 映画出演の面接を受け、プロダクションと演技レッスンの受講契約をした。レッスンがほとんどなく、映画出演できるか不安になったので、解約したい。

#### アドバイス

- 悪質な業者はあなたの夢につけ込んで「才能がある」と期待を持たせたり、「今決めないと合格を取り消す」などと急かして、有料のレッスン等の契約を勧めます。家族や周囲の人に相談するなど、「冷静」「慎重」な判断を心掛けましょう。
- オーディションや面接のために出向いた芸能事務所で、「マネジメント契約等が必要」と不意打ち的な勧誘を受ける場合があります。安易にその場で契約せず、具体的な活動内容や芸能事務所のサポート体制、それらに伴う費用負担がある場合はその内訳など、契約内容をよく確認しましょう。
- 契約後、必ず仕事や報酬があるか分かりません。クレジット契約や借金をしてまで契約しないようにしましょう。
- 不安や疑問に思った場合や、トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎188」に相談してください。

◇ 消費者ホットライン ☎ 188（いやや！）

※ 身近な消費生活相談窓口につながります。